

令和3年1月8日

令和3年1月7日からの大雪による被害を受けられた皆様へ

エイ・ワン少額短期保険株式会社

この度の令和3年1月7日からの大雪による被害を受けられた皆さまに心からのお見舞いを申し上げます。

当社では、この度の被害により、災害救助法が適用された地域のお客さまからお申し出があった場合、下記の特別措置を講じてのご対応をさせていただきます。

1. 継続契約の締結手続きの猶予

お申し出により、一定の継続契約の締結手続きの猶予期間を設ける特別措置を実行致します。

2. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施致します。

○特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のご相談窓口へご連絡ください。

お客さま相談窓口 **0120-965-508**

※ 受付時間：10時～17時まで（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

適用市町村 4県22市町村

【秋田県】 法適用日 1月7日

横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町
雄勝郡東成瀬村

【新潟県】 法適用日 1月10日

長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市

【富山県】 法適用日 1月9日
砺波市、小矢部市、南砺市、氷見市

【福井県】 法適用日 1月10日
福井市、あわら市、坂井市、大野市、勝山市

詳細については下記（内閣府のホームページ）よりご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上